

八王子市高齢者安全システム事業実施運営要綱

平成 22 年 4 月 1 日	施行
平成 27 年 4 月 1 日	改正
平成 29 年 4 月 1 日	改正
平成 31 年 4 月 1 日	改正
令和元年 10 月 1 日	改正
令和 2 年 4 月 1 日	改正
令和 3 年 4 月 1 日	改正
令和 4 年 4 月 1 日	改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者が住みなれた家で安心して日常生活を過ごすことができるよう適正なサービスを提供することで、病気や火災の緊急事態及び孤独感など的高齢者が抱える不安の解消を図り、もって在宅高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、八王子市とする。

(事業内容)

第 3 条 本事業の内容は、次の各号とする。

(1) 救急通報システム

高齢者が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったとき、通報機器等を用いて民間の受信センター等を介して東京消防庁に通報することにより、関係機関及び専門の現場派遣員による当該高齢者の速やかな救助を行う。

(2) 福祉電話

緊急時に登録した親族等に通報できる福祉用電話機（シルバーホン等）を設置するとともに、希望者には民間等に委託した電話相談員により、高齢者の安否確認、身体状況や生活状況の把握を目的とした電話訪問を行う。

(対象者)

第 4 条 本事業の対象者は、次の各号に該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(1) 救急通報システム

市内に住所を有し 65 歳以上の高齢者のみで暮らす者のうち、身体上慢性疾患があるなど日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者

(2) 福祉電話

市内に住所を有し 65 歳以上の高齢者のみで暮らす者のうち、身体状況又は精神状況により、閉じこもりがちな者。ただし、電話の応答が可能なこと。

(利用の申請・決定等)

第 5 条 本事業を利用しようとする者は、「八王子市高齢者安全システム利用申請書」（第 1 号様式（様式略））を市長に提出するものとする。

2 市長は、対象者の生活状況等を速やかに調査の上、利用の適否を決定し、利用決定通知書又は利用申請却下通知書により申請者に通知する。

(機器等の設置)

第6条 市長は、第5条により決定した利用者に対し、機器等の設置・貸与を行う。

(費用負担)

第7条 本事業の利用者は、別表に定める費用を負担するものとする。

(機器等の使用・管理)

第8条 利用者は、善良な管理者の注意をもって機器を使用しなければならない。

2 利用者は、機器の現状を変更し、又は転与、その他本事業の目的以外に使用してはならない。

(届出事項)

第9条 機器等の利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 緊急連絡先等を変更したとき。

(3) 第4条の各号に該当しなくなったとき。

(機器等の返還及び取消)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、その利用の決定を取消し、貸与機器を返還させるものとする。

(1) この要綱で定める対象者に該当しないと認めたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(関係機関等との連携)

第11条 市長は、本事業の運営のため、関係機関と常に密接な連携を保ち、その協力を得て事業の円滑な推進を図る。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の施行の際、現に機器等の貸与を受け又は、電話経費金交付を受けている世帯については、この要綱により決定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

○費用負担

段階	救急通報システム	福祉電話
生活保護受給者	免除	全額市が負担
本人非課税		
本人課税	月額利用料の1割	